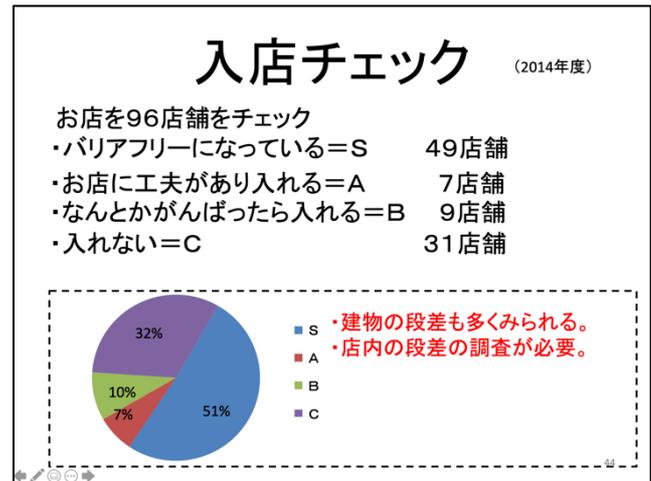
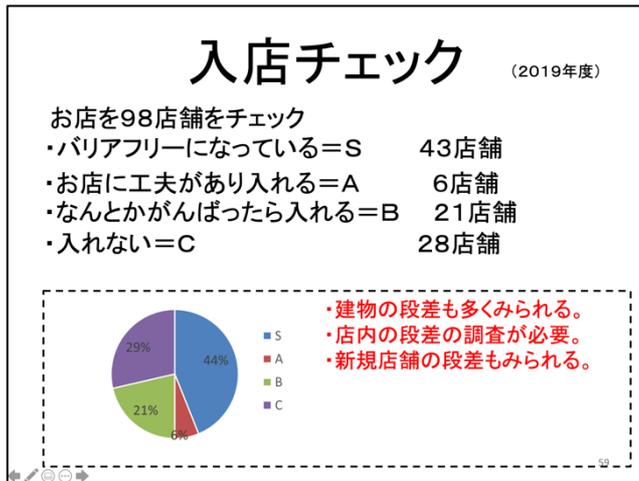


茨木市内の店舗のバリアフリーについて調査いたしました。

2014年と2019年の時に小規模店舗のバリアフリー調査を行ってきました。大阪府福祉のまちづくり条例で店舗の規模では200㎡まで定められており、市町村によっては200㎡より小さい店舗があります。段差のある店舗、段差がなくても椅子が固定式、トイレの利用できない等、小規模店舗のバリアフリーが進んでいない状況です。



現行法の建物関係については、2000㎡でバリアフリーの義務化が決められており、また、大阪府のまちづくり条例では200㎡と決まっています。しかし、茨木市のまちで考えてみると200㎡の広さのお店は少なく対象に当てはまらない事があります。茨木市の基本構想のエリア内で、2015年と2019年にお店の出入口の段差解消について調査を行い、2015年は調査店舗数255店舗で内訳は、「バリアフリーになっている=S」、「お店に工夫があれば入れる=A」について、段差がなくてそのままお店に入れる事を示します。店舗数で表してみると126店舗で49%でした。「なんとかがんばったら入れる=B」、「入れない=C」は、お店の協力が無くては入れないもしくは全く入れないです。店舗数で表してみると129店舗で51%でした。2019年は「S」、「A」の店舗数を表してみると111店舗で51%でした。また「B」「C」の店舗を表してみると108店舗で50%でした。数値的には4年を経過したにも関わらず、バリアフリーが進んでいない状況です。



写真1
 イタリア料理店



写真2
 ラーメン

お店の段差解消があっても、無くても、店内で机と椅子が固定されていると 車椅子では利用できません。机と椅子が固定されていなければ、お店の利用 が可能です。それとトイレが狭かったりすると利用できません。お店の中で 車椅子が回転できなければ、ほぼ、そこのお店の利用を諦める方は増えると思います。茨木市でお店に入ると店員さんに追い出される事があり、誰もが利用できるお店にはなっていません。



写真3
椅子と机が固定されている。
牛丼屋



写真4
椅子と机が固定されていない。
ラーメン屋



写真5
店内のトイレ
ラーメン屋



写真5
店内のトイレ
ラーメン屋